和歌山県障害者差別解消条例(仮称)骨子案に対する県民意見募集(パブリックコメント)の結果と それに対する県の考え方

意見募集期間:令和5年9月1日(金)~令和5年9月30日(土)

募集結果:11名(団体)59件

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
1	全般	条例作成の経緯や、現行制度における問題や課題、それをどのように 変革するのか、そのあたりの具体的な施策が必要である。	今後の施策の参考にさせていただきます。
2	全般	良い法律や制度が作られても、絵に描いた餅になりやすい。大事なのは「心のバリアフリー」の実現であり、それをどう具体化し、どう育てるのかが重要である。	
3	全般	条文に「財政上の措置」について明記すべき。	必要な施策を推進するため、「財政上の措置」に関する内容を記載 することとします。
4	全般	障害者の実態把握について、必要な施策を明記すべき。	障害者の実態把握については、県の障害福祉施策に関する計画「紀の国障害者プラン」を策定する際に、障害を理由とする差別に関する内容を含め、調査を実施しています。
5	全般	障害児も対象とした「障害児者差別解消条例」としてはどうか。	条例名称検討の参考とさせていただきます。 また、障害者基本法や障害者差別解消法などの関係法令では、障害 児も含めて「障害者」と定義していることを踏まえ、本条例でも同様 に、障害児を含めた「障害者」と定義しています。
6	全般	女性の複合差別について条項を入れるべき。	基本理念の(4)において、性別等による複合的な要因により特に困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされることを規定しています。

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
7	全般	複合的な差別が明示されている障害者の権利に関する条約と整合性を 図るため、特に女性に関する条項を取り入れてもらいたい。	意見No.6の県の考え方を参照願います。
8	全般	子供にも関わるものなので「障害者」を「障害者(児)」にすべき。	障害者基本法や障害者差別解消法などの関係法令では、障害児も含めて「障害者」と定義していることを踏まえ、本条例でも同様に、障害児を含めた「障害者」と定義しています。
9	全般	障害者に関する表記を、以下のような言い換えが必要ではないか。 障害 → 特性、被障がい 障害者 → 被障害者 障害のある人 → 障害を受けている人、または被る人	意見No.8の県の考え方を参照願います。
10	全般	障害者権利条約の目的に記される「長期的な身体的、精神的、知的または感覚的な機能障害であって、さまざまな障壁との相互作用により、・・」を条文に明記すべき。	定義の(1)障害者において、障害者権利条約第1条に規定されている 「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、 様々な障害との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完 全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者」も含まれる よう記載内容を検討します。
11	全般	「市町村の役割」を明確に記載するべき。	国等との連携の中で、市町村とも連携して取り組むことを記載していますが、具体的な市町村の役割については、各市町村で判断するものと考えます。
12	全般	事業主に、雇用した障害者への必要な支援や配慮、働きやすさの向上 を求める文言を追加するべき。	障害者の雇用環境の整備については、障害者雇用促進法において定められています。

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
13	県民意見募集の 手続き	第何章、第何条といった条文形式で、条例の内容を確認したい。	県民意見募集の手続きは、県政の基本となる計画等を立案する際に、素案や素案策定に用いた情報を公表し、広く意見や情報、専門的な知識を求め、提出いただいた意見等を考慮した上で、最終的な案を策定するものです。 そのため、骨子案によりいただいた御意見をもとに条例の最終的な案を検討しますので、条文形式による県民意見募集は行っていません。
14	県民意見募集の 手続き	意見書に記載する連絡先が電話番号のみとなっている。きこえない人、聞こえにくい人のため、FAX番号の他、できればメールアドレスも記載するようにしてほしい。	今後、パブリックコメントを実施する場合は、FAX番号、メールアドレスも記載できる意見書に変更します。
15	県民意見募集の 手続き	提出された意見を公表して欲しい。	御意見の概要と意見に対する県の考え方を、プライバシーの保護に 十分配慮した上で県ホームページで公表します。
16	条例制定の主続き	障害者当事者や法人格以外のNPO団体、住民の意見を聞いた上で条例を作成してほしい。	条例骨子案の作成に当たり、障害者に関する施策の総合的な推進について必要な事項の調査審議を行う「和歌山県障害者施策推進審議会」に骨子案を諮り、審議していただいています。 審議会には、障害者団体や福祉事業者、学識経験者、行政機関の代表者が参加していることから、障害者当事者や団体関係者の意見をお聞きした上で、条例作成を進めているものと考えています。
17	条例制定の手続き	骨子案には具体的な施策等が記載されていないため、条例案ができた際もパブリックコメントや関係団体へのヒアリングを実施してもらいたい。	
18	条例制定の手続き	障害のある当事者の参加を図り、その意見を可能な限り取り入れ、反 映してもらいたい。	意見No.16の県の考え方を参照願います。

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
19	条例制定の手続き	障害者といっても、障害種別によってその特徴も社会的立場も違い、 受ける差別も違う。それぞれの問題や課題をよく理解した上で策定し てほしい。	意見No.16の県の考え方を参照願います。
20	目的	「障害者基本法や障害者差別解消法などの関係法令に基づき」のよう な文言を前文か基本理念に入れるべき。	関係法令に基づいた条例であることが分かるよう、条文に記載する こととします。
21	目的	障害のある人もない人も同じく基本的人権を享有する個人としてその 人権を尊重される社会を実現するという考え方を、目的に明記するべ きではないか。	基本理念において、「障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならない」と、御意見の考え方を明記しております。 目的への記載については、条文の参考にさせていただきます。
22	定義	社会的障壁を説明する際には、「社会における事物、制度、慣行、観念、偏見、その他一切のもの」と明記すべき	条文の参考にさせていただきます。
23	定義	「不当な差別的取扱い」を定義するのであれば、「合理的配慮」も定 義した方が良いのではないか。	「合理的配慮」についても定義することとします。
24	事業者及び県民の責務	事業者及び県民の責務について、「努めるものとする」ではなく、 「努めなければばらない」と記載するべき。	事業者及び県民の責務については、努力義務であるため「努めるものとする」と記載しています。
25	障害を理由とする 差別の禁止等	合理的配慮について、「過重な負担」の定義を条文に入れてほしい。	「過重な負担」については、障害者差別解消法においても定義はなく、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要とされています。 また、事業者により、人員や財政状況、事業規模等が異なることから、「過重な負担」を定義することは困難であると考えています。
26	障害を理由とする 差別の禁止等	合理的配慮について、具体的な分野で項目別に記すべき。	合理的配慮に関する具体的な分野は多岐にわたるため、全文を掲載 することは困難であると考えます。

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
27	障害を理由とする 差別の禁止等	「負担が過重でないとき」とあるが、そもそも事業者への周知のため に、法施行後5年間を猶予期間としていたのではないか。	令和6年4月1日に施行される改正障害者差別解消法(令和3年改正)においても、負担が過重でないときは合理的配慮を講ずることとされています。「負担が加重でない」という要件と改正後の猶予期間には、関係性はないものと考えます。
28	障害を理由とする 差別の禁止等	「合理的配慮」の提供にあたって、「建設的対話を行い」という文言 を追加してはどうか。	条文の参考にさせていただきます。
29		障害を理由とする差別に関して、相談により解決した後も、モニタリング等によるフォローが必要ではないか。	障害を理由とする差別に関する相談について、解決したのかを判断することは重要だと考えています。相談事象ごとに、必要に応じて継続的に状況を把握し、解決に至ったのか確認を行います。
30		相談体制には、「専門相談員の配置」、「市町村における相談体制の整備」、「隣保館」の活用を明記すべき。	条文の参考にさせていただきます。
31		条例施行に向けて、相談窓口の人材確保について早期に取組が必要で はないか。	今後の組織運営の参考にさせていただきます。
32		「障害者差別解消調整委員会」の具体的な内容(任期、役割等)を条 文に明記してもらいたい。	障害者差別解消調整委員会の役割等については、条文や条例に付随 する規則において定めることを考えています。
33		調整委員会の役割を明記し、何が差別かを議論できる委員会となるよう環境整備を行うこと。	意見No.32の県の考え方を参照願います。
34		調整委員会の委員は10名以内とされているが、少なすぎる。特性の多様性を範囲に入れた人数設定をすべき。	調整委員会は、相談窓口による相談においても解決しなかった事案を解決するために設けられる紛争解決機関です。委員については、学 識経験者、障害者、事業者、行政機関を想定しており、10名程度が 適当であると考えています。

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
35	障害を理由とする差別を 解消するための体制	調整委員会の男女比率や審議内容を明示することが必要ではないか。 また、10名以内という設定人数が適切であるか再検討が必要ではないか。	意見No.32、34の県の考え方を参照願います。
36		調整委員会委員の人数や参加度合いについて、障害当事者としての立場からしっかりと意見を述べてもらえるような体制づくりをお願いしたい。また、幅広く様々な障害のある人の意見が聞ける仕組みも検討してもらいたい。	意見No.3.2. 3.4 の県の考え方を参昭願います。
37		調整委員会の委員には、女性の割合、専門家、弁護士、教育委員会など、さまざまな属性の当事者の参画が必要である。	委員任命の参考にさせていただきます。
38	障害を理由とする差別を 解消するための施策	「災害時における支援」を追加してもらいたい。	災害時における支援については、和歌山県人権施策基本方針におい て定めています。
39	障害を理由とする差別を 解消するための施策	障害者(児)への虐待防止、防災及び防犯対策を記載するべき。	障害者(児)への虐待防止については、障害者虐待防止法に基づき、和歌山県障害者虐待対応マニュアルを作成し、対応しているところです。また、防災対策については、和歌山県人権施策基本方針において定めています。
40		県民や幅広い分野の事業者に対して、理解の促進や啓発に力を入れた 施策を追加してもらいたい。	障害を理由とする差別を解消するための施策の(1)において、障害及び障害者に関する正しい知識の普及及び啓発を実施することとしています。
41	障害を理由とする差別を 解消するための施策	「(2)学校教育における理解の促進等」に「当事者が望むコミュニケーション手段(言語を含む)の選択を尊重すること」、「言語等(手話を含む)に関する理解と教職員関係者の手話の習得」を追加してもらいたい。	「当事者が望むコミュニケーション手段の選択」については、基本理念の(3)において、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されることを規定しています。また、「教職員関係者の手話の習得」については、和歌山県手話言語条例第12条において、教職員の手話に関する技能を向上させるため必要な措置を講ずることが規定されています。

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
42	障害を理由とする差別を 解消するための施策	「(2)学校教育における理解の促進等」について、インクルーシブ教育を進められるよう明記するとともに、体制整備をしっかり記すべき。	障害を理由とする差別を解消するための施策の(2)において、障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、必要な支援体制の整備及び充実に努めることを規定しています。
43		「(2)学校教育における理解の促進等」について、「障害に関する正しい知識を得るための教育が行われるよう、情報を提供する」を「すべての学校教育課程において、障害に関する正しい知識を得るための教育を行う」としてはどうか。	│ 条文の参考にさせていただきます。
44	障害を理由とする差別を 解消するための施策	「(2)学校教育における理解の促進等」について、「必要な支援体制の整備及び充実に努める」と努力義務になっているが、必要な支援体制がしっかり整備されるように取り組まれることを期待する。	今後の施策の参考にさせていただきます。
45	その他	条例の施行にあたり、担当部署には障害者差別解消などに真剣に取り 組む職員、知識の習得に取り組む職員、実行力のある職員を配置して もらいたい。	県では、障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県職員対応要領を作成し、事務及び事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消について適切に対応できるよう、全職員を対象に研修等を行っています。
46	その他	県の事業を民間に委託する際、合理的配慮が求められた場合は必ず実 施することを仕様書に明記してもらいたい。	仕様書作成の際の参考とさせていただきます。
47	その他	共生社会の実現のため、効果的な施策を実施してもらいたい。	今後の施策の参考にさせていただきます。
48	その他 (差別事例)	透析導入以前から就労についている透析患者は、全体的に優遇されている。 透析患者は職を探す段階で困難が待ち構えている。隔日に透析のために仕事を早退することが原因で、透析患者に対する仕事が無いのが現状。同じ障害者でも、仕事に関して差がある。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
49	その他 (差別事例)	和歌山市内の小学校で1年生の頃は車椅子登校していたが、2年生になって車椅子登校しないよう学校から言われた。また、昇降機を学校に用意してもらったが、本人が怖がったために利用せず、ずり這いで上の階に上がっており、合理的配慮に欠けると思われる。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。
50	その他 (差別事例)	紙パンツの支給について、市町村で支給・不支給の差がある。数年前まで受給できていたのに受給できなくなったり、膀胱直腸障害が排除されて申請できない市もある。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。
51	その他 (差別事例)	保育所入園について、導尿、膀胱のバルーンの管理等の医療的ケアが 必要な場合、なかなか入園先が決まらない。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。
52	その他 (差別事例)	高校への進学について、支援学校を卒業すると一般高校への入学ができないなど、大学への進学も視野に入れた説明が中学校にも支援学校にもない。分かりやすい進路説明が必要である。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。
53	その他 (差別事例)	高校での補助員について、入学が決まらないと募集してもらえないが、高校見学時等の入学する可能性がある時点で、保護者に分かるよう説明が必要である。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。
54	その他 (差別事例)	子供が精神病院に入院したり、通院したりするようになってから、近 所の方から奇異な目で見られた。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。
55	その他 (差別事例)	精神障害者であるため、賃貸の保証人が得られ難く、賃貸契約がス ムーズにできなかった。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。
56	その他 (差別事例)	聴覚障害者が車を買い換える際に必要書類を提示すると、販売店のスタッフから「これは自分で書いたのか」と疑いの目で何度も聞かれた。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
57	その他 (差別事例)	聴覚障害者、精神障害者が配属された際に、周りから奇異な目で見られた。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。
58		私鉄、バスなど精神障害者にも運賃割引が導入されつつあるが、JR 運賃の割引がされていない。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。
59		顔に痣があるため、小学生の頃、学校で同じクラスの生徒から砂をかけられたりしていじめられたり、先生からも疎外された。	引き続き、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。